

## 長野県職員に関する措置請求の監査結果

### 第1 請求に対する判断

本件請求を棄却する。

### 第2 監査の請求

#### 1 請求人

小県郡青木村 宮澤 浩司

#### 2 請求書の提出

請求書の提出は、平成24年11月5日である。

#### 3 請求の内容

提出された長野県職員に関する措置請求書による請求は、次のとおりである（原文のまま。ただし、請求書に記載のある法人支部名を「A法人」、法人名を「A法人の本部」とする。）。

平成24年11月10日付けで請求人から提出された本件請求に係る補正は、反映させた。

なお、事実証明の資料の添付は、省略する。

### 措置請求の要旨

#### 1. 請求の要旨

##### 1 請求の対象行為

「長野県知事」は、長野県内に事業所のある「A法人」が平成21・22年度「上田市」と結んだ委託契約の存在を承知していたが、同法人の設置等の状況を把握しなかったため、同法人に対し申告納付を指導又は法人県民税、法人事業税を賦課徴収すべきであったのに、それを怠った行為。

##### 2 対象行為が違法又は不当であったことの理由

① 「A法人」は指名競争入札の上、平成21年4月1日及び平成22年4月1日付けで「上田市」と委託契約を結び、契約期間合計で、4千万円以上の委託料の支払いを受けた。

同法人が、収益事業を営んでいるのは、明らかで法人県民税、法人事業税を納付する義務がある。

② 「A法人」は、「上田市〇〇〇〇〇〇〇〇」を事業所住所として「上田市」と①の契約を結んだ。しかし当方は、同法人の名称及び所在地が商業登記簿謄本等の公的書類等では存在が確認等できなかつたため、①の契約内容に疑義を持った。当方は詳細情報を付した上で当疑義を長野県設置の「信州・フレッシュ目安箱」に通報した。

③ 「長野県知事」は②の通報を得て「上田市」に確認をし、「A法人」は静岡県認証の特定非営利活動法人であるから「長野県知事」は特定非営利活動促進法上の所轄外である旨の回答通知を当方にした。

本回答通知は『あるとのこと』という表現で顛末<sup>てん</sup>が記され、「上田市」から聴取した内容に対し何らの検証も加えず当方に通知したもので、静岡県への情報提供には言及しているものの、「長野県」各部局との情報共有及び他の法令との適合状況等は記されていない。

- ④ 「長野県知事」は「A法人」が特定非営利活動促進法上の所轄外であることから、他の法令との適合状況等の確認作業等は実施しなかった。これらのことから、長野県税条例に適合しているか否か等の確認等に至らなかったため、同法人に対し法人県民税、法人事業税の申告指導をすべきであるのにそれを怠り、同県税務当局では、法人県民税、法人事業税を賦課徴収すべきであるのにそれを怠っている。
- ⑤ これらのことは、違法・不当であり「長野県」に損害を与えている。

### 3 求める措置内容

- ① 「長野県知事」は、「A法人」に対して、法人県民税、法人事業税の申告指導を行い、賦課対象年度まで遡って法人県民税、法人事業税を適正に賦課徴収すること。
- ② 補正により削除
- ③ 時効による徴税権の喪失を防ぐため、速やかに措置を行うこと。
- ④ 補正により削除

### 事実証明の資料

- I. 「上田市」と「A法人」がかわした契約書の写し及び支払額明細書
- II. 上田市総務部契約課発行「平成21・22年度上田市物品入札（見積）参加願の提出について」文書の写し
- III. 長野県知事発 24税第240号文書の写し（「A法人」に係る事業開始届未提出による不存在通知）
- IV. 上田市長発 24税第154号文書の写し（「A法人」に係る法人設立（設置）申告書未提出による不開示決定通知）
- V. 長野県企画部長発「信州・フレッシュ目安箱」に寄せられた事案に対する回答書
- VI. 「A法人の本部」の設立から平成23年度までの事業報告書及び決算書等の写し
- VII. 「A法人の本部」の定款の写し（設立時定款から現行定款である平成23年度まで）
- VIII. からX.まで 補正により削除

### 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年11月16日、受理を決定した。

### 5 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定による陳述については、陳述日である平成24年11月20日に請求人から、陳述書の提出に変更したい旨の申出があり、同日に陳述書が提出された。その内容は、次のとおりである（原文のまま）。

なお、事実を証明する添付資料の添付は、省略する。

本陳述書を持って陳述に替えます。

私は本措置請求にさかのぼること約1年前に「信州・フレッシュ目安箱」に対し、資料を添え抵触する法令条項を示し本件同様の事実関係等について通報いたしました。(別添資料をご覧ください)

これら通報について長野県知事は、所轄外との判断のもと、私になした通報に対し検証を行いませんでした。

この際、特定非営利活動促進法第27条等に関し十分な検証等を行っていたならば本措置請求には至らなかったと考えます。

いずれにいたしましても「事業開始申告書」の提出と賦課徴収が速やかに行われますよう請求する次第です。

以上

事実を証明する添付資料

信州・フレッシュ目安箱(現:県民ホットライン)ホームページ写し3通

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求人の請求の要旨等から、長野県知事(上小地方事務所長)に、「A法人」に対する法人県民税及び法人事業税(以下「法人2税」という。)の賦課徴収事務を違法又は不当に怠る事実があるのかを監査の対象とした。

#### 2 監査対象機関

総務部税務課及び上小地方事務所を監査対象機関とした。

#### 3 監査対象機関の陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、監査対象機関である総務部税務課及び上小地方事務所に対して陳述を求めたところ、総務部税務課から、上小地方事務所と見解が同一のため、総務部長名で陳述書の提出をもって陳述に代える旨の申し出があった。このため、平成24年11月30日までに提出を求めた結果、11月30日付けで陳述書が提出された。内容は、次のとおりである。

##### 1 前提

###### (1) 地方事務所長に対する知事の権限の委任について

長野県が賦課徴収している地方税は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)で定められている。その中で法人2税の賦課徴収については、長野県県税条例第4条の規定により、長野県知事から地方事務所長に権限委任されており、上田市所在の法人は上小地方事務所が管轄している。

## (2) 職員の守秘義務について

地方公務員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の規定により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。また、税務職員は地方税法第22条の規定の適用を受け、知り得た秘密を漏らすことはできない。

したがって、個別の法人について申告書提出の有無や納税の有無について陳述することは、守秘義務の遵守に抵触することではあるが、本県には措置請求される理由がないことを明らかにするため、必要な事項については陳述をする。

## 2 長野県知事に対する職員措置請求書の対象行為及び求める措置内容

請求人が求める措置内容は、①「長野県知事」は、「A法人」に対して、法人2税の申告指導を行い、課税対象年度まで遡って法人2税を適正に賦課徴収すること。②時効による徴税権の喪失を防ぐため、速やかに措置を行うこと。の2点である。

## 3 当職の意見

### (1) 納税義務者について

法人県民税の納税義務者は、地方税法第24条第1項第3号の規定において、「県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人」とされている。

一方、法人事業税の納税義務者については、地方税法第72条の2の規定において、「道府県内に事務所等所在の法人」とされている。

つまり、本県に法人2税の納税義務があるか否かは、「事務所等」を県内に有する法人か否かにより判定される。

ここで、地方税法上の「事務所等」とは、「地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）」第1章第1節6の規定によれば、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」とされている。

### (2) 納税義務者及び申告義務の把握方法について

法人は、長野県県税条例第39条の2の規定により、事業を開始し、又は事務所若しくは事業所を設けた日から10日以内に、主たる事務所又は事業所所在地の地方事務所長に事業開始等の申告をするよう定められている。

法人2税については、地方税法第53条第1項及び同第72条の24の12の規定により申告納税制度をとっており、申告書を提出するとともに、期限内に税額を納付することとされている。

法人が申告書を提出しなかった場合は、都道府県知事は地方税法第55条第2項及び同第72条の39第2項の規定により、調査の上、申告納税する額を決定することができる。ただし、決定にあたっては国税の法人税の申告が基礎となるため、実務的には法人税に関する書類調査が必要となる。

なお、当該法人が法人税法（昭和40年法律第34号）第74条の規定による申告書を提出せず、かつ、当該法人の所得割に係る申告書の提出期限から1年を経過した日までに法人税に係る決定が行われないうとき、都道府県知事は、地方税法第72条の40第1項第2号の規定により、税務官署に対しその決定をすべき旨を請求することができることとされている。

(3) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人について

2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法人2税を申告納付する場合は、地方税法第57条第1項及び同第72条の48第1項の規定により、関係都道府県ごとに税額を分割（従業員・事務所等の数等）して算定し、申告納付しなければならないとされている。

この際、法人が提出した申告書に記載された都道府県ごとの分割基準が事実と異なる場合には、地方税法第58条第1項及び同第72条の48の2第1項の規定により、当該法人の主たる事務所等所在地の都道府県知事が修正するものとされ、さらに、事実と異なると認める関係都道府県知事は、地方税法第58条第4項及び同第72条の48の2第6項の規定により、主たる事務所等所在地の知事に対し修正を請求しなければならない等とされている。

また、当該法人が法人2税の申告書を提出しなかった場合は、地方税法第58条第2項及び同第72条の48の2第1項の規定により、主たる事務所等所在地の知事が税額の決定等を行うこととされている。

なお、この間、法人から自主的に修正申告書又は期限後申告書の提出と納税があればこの限りでない。

(4) 本県における実務上の取扱いについて

上記の地方税法上の規定に基づき、本県では、法人事業税・県民税事務取扱要領を定め、その中で、不申告法人の取扱いについては、「税務官署、法務局、市町村等における資料調査、現地調査及び電話帳、住宅地図、民間調査機関の情報誌等による調査を行い、申告指導、均等割の決定等を行うこと」としている。

(5) 措置請求に係る法人について

本項目は、「A法人」に対するこれまでの経過、申告書の提出、納税の事実等の記載があるが、監査委員には守秘義務（地方自治法第198条の3第2項）があり転記できないため、省略する。

(付記)

陳述書の提出にあたっては、長野県総務部税務課及び長野県上小地方事務所の見解が同一であるため、総務部長名で行うものである。

#### 4 監査対象機関からの陳述書に対する請求人の意見

監査対象機関から提出された陳述書に対する意見の提出を請求人に求めたところ、平成24年12

月6日付けで意見書が提出された。内容は、次のとおりである（原文のまま）。

標記の件について、意見を表明する機会を与えていただきましたので下記の通り意見を申し述べます。

#### 1、陳述書の記述に関する意見

- ① 「長野県知事は「A法人」の事業開始等申告書の提出を受けていないので「A法人」が真正の法人であることの確証は得られていない。よって長野県職員に関する措置請求書に対する監査機関からの陳述書は「A法人」が法人を騙る任意団体であるという可能性を排除した上で陳述されなければならない」との意見を述べます。
- ② 「1前提（2）職員の守秘義務についての後段「本県には措置請求される理由がないことを明らかにするため、」との記述に関しその意味の説明の必要がある」との意見を述べます。

#### 2、陳述書の内容に関する意見

- ① 「受領した陳述書（公開部分）は、当該請求に係る地方税法、長野県税条例の法適用条文等、知れたる法令等を詳細に解説したものであり、当方が意見を述べる内容のものではない」との意見を述べます。
- ② 「受領した陳述書には非公開の部分が有るため、当方はこの陳述書を未完のものであると理解する。未完の陳述書の内容に意見を述べることはしない」との意見を述べます。

以上

### 5 監査対象機関の監査

地方自治法第242条第4項の規定により、監査対象機関である総務部税務課及び上小地方事務所に対し、平成24年12月3日及び4日に、関係帳簿、関係書類及び聞き取りの調査を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

- (1) 県税の賦課徴収事務に係る権限は、長野県県税条例第4条第1項の規定により、地方事務所長に委任されている。上田市に所在する法人については、上小地方事務所が管轄している。
- (2) A法人は、長野県内で法人登記をしていない。
- (3) A法人の本部としては、他県で法人登記をしているが、A法人を長野県内の支部として登記していない。
- (4) 上小地方事務所においては、平成21年度から平成23年度までの間に、上小地方事務所管内の法人からの申告書、税務官署の法人税確定申告書の課税データにより、次のとおり法人2税の賦課徴収事務が行われていた。

年度	税区分	調定件数	調定金額
平成21年度	法人県民税	5,399件	483,672,800円
	法人事業税	1,722件	1,514,802,300円
平成22年度	法人県民税	5,214件	509,455,143円
	法人事業税	1,663件	1,275,461,700円
平成23年度	法人県民税	5,190件	590,551,500円
	法人事業税	1,827件	1,575,787,300円

## 2 判断

### (1) 監査委員における守秘義務について

監査委員には、守秘義務（地方自治法第198条の3第2項）の規定がある。個々の課税状況であるA法人の課税の有無は、「職務上知り得た秘密」に該当し、これを漏らすことにより特定の法益を侵害するおそれがあるため、守秘義務に抵触しない範囲で記述する。

### (2) 法人2税の賦課徴収事務について

#### ア 法人県民税

法人県民税は、都道府県内に事務所等を有する法人又は寮等の施設を有する法人に対し課せられるものであり、地方税法第53条第1項の規定により、申告納付しなければならないとされ、申告納付が前提となっている。資本等の金額に応じて課される均等割と、当年度申告分の確定法人税額を課税標準として課される法人税割がある。

2以上の都道府県において事務所等を有する法人は、地方税法第57条第1項の規定により、事務所等が所在する都道府県ごとに当該法人の法人税額を関係都道府県に分割し、その分割した額を課税標準として関係都道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を合算した額を関係都道府県に申告納付しなければならないとされている。

#### イ 法人事業税

法人事業税は、法人の行う事業に対し、その事業の区分に応じ、事務所等が所在する都道府県において、当該法人に課せられるものであり、地方税法第72条の24の12の規定により、申告納付によらなければならないとされ、申告納付が前提となっている。

2以上の都道府県において事務所等を有する法人は、地方税法第72条の48第1項の規定により、事務所等が所在する都道府県ごとに申告納付しなければならないとされ、課税標準額の総額を関係都道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係都道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係都道府県に申告納付しなければならないとされている。

### (3) 上小地方事務所における法人2税の賦課徴収事務について

A法人がA法人の本部とは別の団体である場合は、A法人が納税義務を有することになる。

一方、A法人が、A法人の本部の長野県内での支部である場合には、主たる事務所であるA法人の本部が納税義務を有することになる。

前者は、主たる事務所等が県内に所在する法人の場合であり、後者は、主たる事務所等が県外に所在する法人の場合であることから、上小地方事務所におけるそれぞれの賦課徴収事務について確認した。

#### ア 主たる事務所等が県内に所在する法人の場合の賦課徴収事務

上小地方事務所において、法人2税の申告書を受け付けしたときは、申告内容の精査検算を行い、電算入力をしている。法人2税は、税務官署に申告された当該事業年度の法人税額及び法人税の課税標準額である所得によって算定することから、上小地方事務所では、国税である法人税のデータ（以下「国税データ」という。）と県税である法人2税のデータ（以下「県税データ」という。）を電算上でマッチングを行い、それぞれの申告内容に違いがあれば、毎月1回、税務官署で法人税に係る申告書及び決議書の閲覧を行い、相違点を確認し、是認、更正及び決定の処理を行っている。

法人2税の課税標準の考え方は、徳島地方裁判所平成8年10月25日判決において「法人県民税は、均等割額と法人税割額の合算額によって課され（地方税法第24条、第25条第1項第2号）、右のうち法人税割額は、国が賦課した法人税額を課税標準として賦課される。（地方税法第23条第1項第3号）。また、法人事業税については、法人の行う事業に対し、特定の事業にあっては収入金額、その他については所得及び清算所得を課税標準として賦課され（地方税法第72条の12）、課税標準は当該事業年度の法人税の課税標準とされた所得を基準として算定することとしている（地方税法第72条の14）。そして、地方税法が右両税の課税基準を右のように定めたのは、同一所得について国の税務署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても、同一の申告に基づいて納税することを可能とすることにあり、したがって、地方公共団体としては、国の賦課した法人税額、法人税の課税標準とされた所得等を課税標準として法人県民税、法人事業税を賦課徴収すれば足りる」と示されている。

このように、法人2税の賦課徴収事務については国税に準拠するものとされており、人格のない社団に該当するか否かの認定についても、国の税務官署の取扱いに準ずるべきものというべきであるとされている（「地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号各都道府県知事宛総務大臣通達）第3章第1節第1の1の3）。

よって、上小地方事務所長が行っている主たる事務所等が県内に所在する法人に係る賦課徴収事務については、国税準拠により適正に処理されているものと認められる。

#### イ 主たる事務所等が県外に所在する法人の場合における賦課徴収事務

法人税は、主たる事務所等の所在地を管轄する税務官署に申告納付しなければならないとされている。提供される国税データは、県内の税務官署に申告されたもののみであり、このため、上記アの場合と異なり、電算上での国税データと県税データのマッチングを行うことがで

きない。

2以上の都道府県に事務所等を有する法人が提出した申告書に記載された都道府県ごとの分割基準が事実と異なる場合には、地方税法第58条第1項の規定により主たる事務所等の所在する都道府県の知事が修正するものとされており、また、同条第2項の規定では、当該法人が申告書を提出しなかった場合には、分割すべき法人税額又は分割の基準となる従業員数は、主たる事務所等の所在する都道府県の知事が決定するものとされている。さらに、地方税法第72条の48の2第1項の規定では、課税標準額の総額について更正又は決定すべきときは、主たる事務所等の所在する都道府県の知事が行うこととされている。

このように修正、更正又は決定は、主たる事務所等の所在する都道府県の知事が行うこととされており、これらの手続きを行ったときは、関係都道府県知事に対し、「法人県民税・事業税の課税標準額等の通知書」により通知することが定められている。

上小地方事務所においては、「法人県民税・事業税の課税標準額等の通知書」を受領したときは、精査検算を行い、同所に提出されている法人2税の申告書の内容と照合し、是認、更正及び決定の処理を行っている。

なお、分割基準の修正又は課税標準額の更正若しくは決定の必要があるときは、主たる事務所等の所在する都道府県の知事に対し、「法人の県民税の分割基準の修正の請求、法人の事業税の課税標準額等の更正又は決定の請求書」により請求することとされている。

国税データの情報は、主たる事務所等の所在する都道府県の知事に提供され、国税準拠が図られている。上小地方事務所では、他都道府県からの「法人県民税・事業税の課税標準額等の通知書」により、是認、更正及び決定の処理を行っていることから、上小地方事務所長が行う主たる事務所等が県外に所在する法人に係る賦課徴収事務については、国税準拠により適正に処理されているものと認められる。

#### (4) 上小地方事務所における新規の法人の把握方法について

長野県県税条例第39条の2の規定により、法人は、事業を開始し、又は事務所等を設けた日から10日以内に、主たる事務所等の所在する地方事務所長に事業開始等の申告をしなければならないとされている。請求人は、A法人が事業開始申告書を提出していないことを指摘していることから、事業開始申告書が提出されない場合の法人の把握方法及び把握した法人に対する申告指導等の状況について確認した。

なお、法人の事務所等の調査については、「法人事業税・県民税事務取扱要領」（昭和45年1月27日付け44税第189号通達）において、地方事務所管内にある法人の実数並びにこれらの法人の主たる事務所等、資本金額、事業年度等の基本的な事項は、法人2税の賦課徴収事務の基礎となるものであるから、法人名簿等に搭載されていない法人で、納税義務のある又は県外に主たる事務所がある法人の県内における事務所等について、計画的に随時、調査を行い早期把握に努める旨が定められている。

これらにより、事務所等の設置を把握したときは、個別に調査し、納税義務があると認められるときは、当該法人に対し、事業開始申告書の提出及び申告の指導を行っている。

#### ア 主たる事務所等が県内にある法人の場合

上小地方事務所では、毎月、税務官署において資料調査を行い、新設法人の把握、法人の所在地、組織等の基本的事項の異動について確認している。また、国税データと県税データのマッチングを行うことにより判明した、県税データは未登録だが国税データに登録又は申告があった法人に対し、税務官署において関係資料等を閲覧することによって、県内に本部のある法人の異動について把握している。このほか、市町村からの情報や県民から事務所等の設置の通報が寄せられた場合には、速やかに事務所等について実地調査や登記事項調査を行うことになる。

このように、上小地方事務所長が行っている主たる事務所等が県内にある法人の把握は、「法人事業税・県民税事務取扱要領」に基づき、適正に処理されているものと認められる。

#### イ 主たる事務所等が県外に所在する法人の場合

主たる事務所等が県外に所在する法人が新たに県内に事務所等を設置した場合の把握方法としては、他の県税の賦課徴収情報によるもののほか、大型商業施設等へのテナント出店情報、市町村からの情報、県民からの通報などがある。

通常、県内にある事務所等が地方税法上の事務所等に該当しないと法人が認識している場合で、さらに主たる事務所等の所在地の知事に「非分割法人」（一の都道府県のみ事務所等を設けて事業を行う法人）としての申告がなされ、従たる事務所の登記もされていない場合にあっては、外形的に事務所等が設置されたことが視認できるような場合を除いて、その事実を把握することは難しいが、前述の通報等により新たに県内に事務所等の設置を把握した場合には、同様に事業開始申告書の提出及び申告の指導を行なっている。

このように、上小地方事務所長が行っている主たる事務所等が県外に所在する法人の把握は、「法人事業税・県民税事務取扱要領」に基づき、適正に処理されているものと認められる。

### 3 結論

以上のことから、本件を含む法人県民税及び法人事業税の賦課徴収事務について、上小地方事務所長に違法又は不当に怠る事実は認められず、請求人の主張には、理由がないので請求人の請求を棄却する。